

◆物品契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）令和4年度第4四半期分

整理番号	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額（税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由 （随意契約理由番号）
1	グレートフレームほか5点（西淀工場）買入	産業用機器	（株）タクマ	35,797,520	令和5年1月23日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
2	耐火タイル#1ほか1点（その2）（舞洲工場）買入	産業用機器	日立造船(株)	13,855,600	令和5年2月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
3	グレートプレートほか1点（西淀工場）買入	産業用機器	（株）タクマ	8,794,500	令和5年2月16日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
4	Tリンクモジュールほか4点（西淀工場）買入	産業用機器	富士電機（株）	1,922,250	令和5年2月21日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
5	中間火格子ブロック（東淀工場）買入	産業用機器	日立造船(株)	4,072,200	令和5年2月22日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
6	マニホールドブロック（八尾工場）買入	産業用機器	富士電機（株）	2,750,000	令和5年2月27日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
7	ファンほか6点（八尾工場）買入	産業用機器	富士電機（株）	882,442	令和5年3月3日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30

随意契約理由書

1 案件名称

グレートフレームほか5点（西淀工場）買入

2 契約の相手方

（株）タクマ

3 随意契約理由

1) 製品指定理由

今回買入するグレートフレームほか5点は、（株）タクマにおいて独自の技術により設計・施工された焼却設備の一構成品である。従って本部品の詳細寸法及び関連機構との関係は、当該会社のみが知っており、他社においては製作不可能であるため（株）タクマ製の製品を指定する。

2) 業者選定理由

本部品は、（株）タクマのみが直接販売を行っており他社では取り扱いができない。よって（株）タクマと特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 西淀工場
(電話番号06-6472-3000)

随意契約理由書

1 案件名称

耐火タイル#1ほか1点(その2)(舞洲工場)買入

2 契約の相手方

日立造船(株)

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

今回買入する耐火タイル#1ほか1点(その2)は、日立造船(株)設計・施工による舞洲工場焼却炉の主要部品であり、本製品の詳細仕様は、非公開のため他社では知りえず、同社以外の製品を使用することは不可能である。

(2) 業者選定理由

本部品は日立造船(株)のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、日立造船(株)と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

(電話番号 06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

グレートプレートほか1点（西淀工場）買入

2 契約の相手方

（株）タクマ

3 随意契約理由

1) 製品指定理由

今回買入するグレートプレートほか1点は、（株）タクマにおいて独自の技術により設計・施工された焼却設備の一構成品である。従って本製品の詳細寸法及び関連機構との関係は、当該会社のみが知っており、他社においては製作不可能であるため（株）タクマ製の製品を指定する。

2) 業者選定理由

本製品は、（株）タクマのみが直接販売を行っており他社では取り扱いができない。よって（株）タクマと特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 西淀工場
（電話番号06-6472-3000）

随意契約理由書

1 案件名称

T リンクモジュールほか4点（西淀工場）買入

2 契約の相手方

富士電機株式会社

3 随意契約理由

1) 製品指定理由

今回買入する T リンクモジュールほか4点は富士電機株式会社において独自の技術により設計・施工された電子計算機設備の一構成部品である。従って本部品の詳細寸法及び関連機構との関係は、当該会社のみが知っており、他社においては製作不可能であるため富士電機株式会社の製品を指定する。

2) 業者選定理由

本部品は、富士電機株式会社のみが直接販売を行っており他社では取り扱いができない。よって富士電機株式会社と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 西淀工場
(電話番号06-6472-3000)

随意契約理由書

1 案件名称

中間火格子ブロック（東淀工場）買入

2 契約の相手方

日立造船株式会社

3 随意契約理由

製品指定理由

今回購入する中間火格子ブロックは、日立造船株式会社製の東淀工場焼却設備の一構成部品であって、当該会社独自の技術により製作されたものである。従って、本製品の詳細寸法及び関連機構・設計条件との関係上、他社においては製作不可能である為、日立造船株式会社製の製品を指定するものである。

業者選定理由

本製品は日立造船株式会社が直接販売を行っており、他社では取り扱いができない。そのため、上記会社と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東淀工場（電話番号 06-6327-4541）

随意契約理由書

1 案件名称

マニホールドブロック(八尾工場)買入

2 契約の相手方

株式会社福島製作所

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

今回購入するマニホールドブロックは、(株)福島製作所製の八尾工場じん芥クレーンバケットの主要構成部品であって、当該会社独自の技術により設計・製作されたものである。

したがって、本製品は形状寸法及び性能保証の関係から他社製品を使用できない。以上の理由により、(株)福島製作所製の製品を指定するものである。

(2) 業者選定理由

本製品は、(株)福島製作所のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、(株)福島製作所と特名随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 八尾工場 (電話番号 072-923-4226)

随意契約理由書

1 案件名称

ファンほか6点(八尾工場)買入

2 契約の相手方

富士電機株式会社

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

今回購入するファンほか6点は、富士電機株式会社が設計した八尾工場の焼却設備を構成する電気計装設備の構成部品であり、当該会社独自の技術により設計・製作されたものである。

したがって、本製品は形状寸法及び性能保証の関係から他社製品を使用できない。以上の理由により、富士電機株式会社製の製品を指定するものである。

(2) 業者選定理由

本製品は、富士電機株式会社のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、富士電機株式会社と特名随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 八尾工場 (電話番号 072-923-4226)